

各 位

実験動物センター

「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」等の 遵守徹底について

本学は、文部科学省によります「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に基づいた体制整備の一環として、動物実験について、国による実態把握（飼養保管状況、計画作成状況等）を行なう旨が通達されました。これに伴い、文部科学省より当該指針の遵守を求められるとともに、定期的に遵守状況の確認調査が実施されます。

文部科学省の本指針に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消されることがあります。ついては、本学においても、基本指針等の遵守徹底を行なうとともに、体制整備を整えていくために、周知徹底をお願いいたします。

「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」について

「動物の愛護及び管理に関する法律」は、平成17年に改正され、第四十一条に動物実験について「3R」※の記載がなされた。これを受け、平成18年6月に文部科学省より、動物実験等の適正な実施について定めた「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」を告示した。

※3R 代替法の利用 Replacement 使用数の削減 Reduction
苦痛の軽減 Refinement

定義

動物実験等 動物を**教育、試験研究**又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供すること
実験動物 動物実験等のため、研究機関等における施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物

研究機関等の長の責務

- 機関内規程※2の策定
- 動物実験委員会の設置
- 動物実験計画の承認
- 動物実験計画の実施の結果の把握
- 教育訓練等の実施
- 情報公開
- 基本指針への適合性に関する自己点検・評価及び検証

※2 動物実験施設の整備及び管理の方法並びに動物実験等の具体的な実施方法を定めた規程

